**宮城県介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）実施のための指導者養成事業（自己学習）実施要綱**

**１　目的**

宮城県内において、介護職員等がたんの吸引等を実施するために必要な研修（特定の者を対象とする基本研修及び実地研修）（以下「たんの吸引等研修」という。）の講師及び指導者（以下「指導者等」という。）を養成することを目的とする。

**２　実施主体**　　宮城県

**３　対象者**

宮城県内の登録研修機関において、たんの吸引等研修の指導者等となる予定の医師、看護師（准看護師を除く）、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）。

**４　実施方法**

（１）自己学習の申込み

看護師等は、別紙１「宮城県介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）実施のための指導者養成事業（自己学習）申込書」（以下「申込書」という。）により、指導者等となる予定の登録研修機関に申込みを行う。

また、登録研修機関は、申込書の写しを宮城県保健福祉部障害福祉課あて送付する。

（２）教材の入手

看護師等は、厚生労働省が作成した「指導者用マニュアル及びＤＶＤ」（以下「教材」という。）を下記により入手し、自己学習を実施する。

　①指導者用マニュアルについて

看護師等は、下記厚生労働省ホームページより各自ダウンロードし取得する。

◯厚生労働省／「１介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）研修の指導者用マニュアル」　↓

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaigosyokuin/manual.html>

　　②ＤＶＤについて

　　　登録研修機関は、申込書の提出があった看護師等にＤＶＤを配布（貸出）する。

（３）実施報告書の提出

看護師等は、教材を活用した自己学習後、下記の書類を宮城県保健福祉部障害福祉課あて提出する。

①別紙２「宮城県介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）実施のための指導者養成事業（自己学習）実施報告書」

②返信用封筒（長形３号／住所・宛先記載／８０円切手貼付）

③提出先　〒９８０－８５７０　仙台市青葉区本町三丁目８番１号宮城県保健福祉部障害福祉課企画推進班

電話０２２－２１１－２５３８

（４）受領書の交付

宮城県は、上記報告書を受領後、別紙３「宮城県介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）実施のための指導者養成事業（自己学習）実施報告書受領書」を看護師等あて交付するとともに、その写しを指導者等となる予定の登録研修機関あて送付する。

**５　受付期間**

　　平成２５年１月９日から

**（参　考）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （１）自己学習申込 | （２）教材の入手 | （３）実施報告 | （４）受領書交付 |
| ●看護師等 | 自己学習申込(別紙１) | ※テキストはダウンロード | 実施報告書（別紙２）提出自己学習 |  |
| ●登録研修機関 | 申込書写しを送付 | ＤＶＤ貸出 |  |  |
| ●宮城県 |  |  |  | 本人あて受領書（別紙３）交付・登録研修機関あて受領書写し送付 |